人事異動

内閣

特命全権大使　福三　正浩
願に依り本官を免ずる

（地方協力局長）防衛書記官　中島　明彦
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表代理を命ずる

（装備施設本部長）防衛事務官　山内　正和
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表代理を免ずる

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表代理を免ずる

（大臣官房参事官兼欧州局）外務事務官　武藤　顕
漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会東京委員会委員を命ずる

（中東アフリカ局アフリカ部長）同　丸山　則夫
漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会東京委員会委員を免ずる

在ウィーン国際機関日本政府代表部参事官（公使）外務事務官　山元　毅
在リオデジャネイロ日本国総領事館総領事に転任させる（八月二十八日）

財務省

（国際局次長）財務事務官　弘内　良樹
国際局長浅三雅晴外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（八月二十八日）

特許庁

（審査第二部審査監理官（金属電気化学））経済産業技官　天野　斉
内閣府に出向させる（八月二十五日）

環境省

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官　眞鍋　馨
環境技官（総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室長）に昇任させる
（総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室長）環境技官　神ノ田昌博
厚生労働省に出向させる（以上九月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、八月三十一日キルギス国の独立記念日につき、同月二十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月一日スロバキア国の憲法記念日につき、八月二十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月一日ウズベキスタン国の独立記念日につき、八月二十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

余別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第7項の規定に基づき、平成14年5月30日に公表した余別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成26年9月2日

農林水産大臣　林　芳正

1　廃止した理由

用地について、駐車場の利用形態を見直したことにより、計画から減じ、本事業を廃止した。

2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

計画から減じる用地以外の施設は、工事が完了している。

3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

防波堤等の整備により、水域施設及び係留施設の安全が確保されている。また、屋根付き岸壁の整備により、就労環境の改善が図られている。

4　廃止したことによる影響に関する事項

事業実施済み施設の機能の発揮により、廃止したことによる影響はない。

5　今後の課題と対応に関する事項

当地区は半島の先端部にあり、災害時には地域が孤立化するおそれがあることから、関係機関と調整のうえ、防災機能の強化を推進する必要がある。

熊石地区に係る特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第7項の規定に基づき、平成14年5月30日に公表した熊石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成26年9月2日

農林水産大臣　林　芳正

1　廃止した理由

本地区の港内静穏度対策として、静穏状況を確認しながら外郭施設を整備してきたが、今般港内静穏度の確保に一定の成果がみられたことから、未整備である外郭施設及び係留施設について、計画から減じ、本事業を廃止した。

2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

計画から減じる外郭施設及び係留施設以外の施設は、工事が完了している。

3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

防波堤の整備により、港口からの侵入波や長周期波に対する港内の静穏が確保され、安全な漁業活動が行われている。また、高度衛生管理対応の屋根付き岸壁の整備により、水産物の品質の向上が見られるとともに、就労環境の改善が図られている。

4　廃止したことによる影響に関する事項

事業実施済み施設の機能の発揮により、廃止したことによる影響はない。

5　今後の課題と対応に関する事項

衛生管理対策について、ソフト対策との連携を強化することにより、一層の効果の発現を図っていく必要がある。

函館地区に係る特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第7項の規定に基づき、平成14年5月30日に公表した函館地区に係る特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成26年9月2日

農林水産大臣　林　芳正

1　廃止した理由

水域施設について、現地を測量した結果、所要の水深が確保されていることが確認されたこと及び輸送施設について、他の事業主体が整備したことから、計画から減じ、本事業を廃止した。

2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

計画から減じる水域施設及び輸送施設以外の施設は、工事が完了している。

3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

防波堤の整備により、水域施設及び係留施設の安全が確保されている。また、屋根付き岸壁の整備により、水産物の品質の向上が見られるとともに、就労環境の改善が図られている。

4　廃止したことによる影響に関する事項

事業実施済み施設の機能の発揮により、廃止したことによる影響はない。

5　今後の課題と対応に関する事項

衛生管理対策について、ソフト対策との連携を強化することにより、一層の効果の発現を図っていく必要がある。

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第4項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第5項において準用する同法第17条第4項の規定に基づき公告する。

平成26年9月2日

農林水産大臣　林　芳正